

# 東京税財政研究センター 会報 NO.125

2022・10・25

発行人 岡田俊明  
東京都新宿区百人町1-16-18

センチュリービル2F  
TEL 03(3306)3871  
FAX 03(3360)3870  
E-mail tzzkc@nifty.com

## 8月22回第28回通常総会開催／全労連会館 出席23名、委任状64名、昨年に引き続き

コロナ禍の厳しい条件の中、昨年に引き続き、御茶ノ水全労連会館に20名の会員が結集し、委任状61名（合計81名）の参加を受け第28回目の通常総会が開催されました。

角谷副理事長の開会あいさつに続き、藤平和良理事を議長に選任し開会。

14日にコロナ感染となった岡田理事長に代わり、本川國雄副理事長が挨拶。依然と続くコロナ禍、そのもとで展開される税務行政。実調率が全税目にわたって対前年比半減となる中、接触率確保のため「簡易調査」を増やしていると報告。また、インボイス問題が登録申請リミットに近づく中、国民の理解は進まず、中小企業者の負担増にどう対応するか大きな課題となっていると報告しました。

岡田理事長は講演予定でしたが、上記の事情でレジュメを全員に配布しました。

総会には（税）あいち税経、京都税制研究所からメッセージが寄せられたことが報告されました。

この後、事業活動報告、決算報告、監査報告、事業活動計画、予算と報告、提案がありいずれも満場一致で採択されました。

休憩の後、役員改選が行われ全員が全会一致で承認。役職互選により下記・右記のとおり新年度役員が決定されました。

最後に、石塚副理事長が閉会のあいさつに立ち、ちきゅうもおかしい、政治も何をやっているのかわからない。センターの仕事はますます重要になっている。一緒に頑張っていこうと締めくくりました。

### 新役員・相談役

青木 輝光 大野 寛  
風間 充 熊澤 通夫  
桑原 龍太 堀口 國雄  
(全員留任)



日本海の夕日

### 新役員紹介

特別顧問	監事	理事	専務理事	副理事長
(全員留任)	中村内木金井吉田山口潤一郎	増山舟渡藤平藤平福田平野永澤千田鈴木近藤窪木工藤石井青木八代本川武田佐々木隆夫	角谷啓一	小田川豊作岡田幹雄
芳昭隆清吉久夫	満樹豊治和良悦子悦正元	範道昂	健男司	等

11  
21

ZOOM併用で開催！

## 第65回「公開講座」 全水道会館（水道橋）にご参集を！

第65回「公開講座」は11月21日(月)午後1時30分から、水道橋駅2分の「水道橋会館」で開催されます。

昨年は、コロナの流行もありまして、全面ZOOM開催となりましたが、今回は会場での講演も取り入れ、ZOOM併用で開催します。

コロナ禍のための長い空白となりましたが、ぜひ会場での再会を期待したいと思います。なお、会場のご案内は右

図のとおりです。

### 「徳留通達」から探る最新調査方針

テーマ及び報告者は次のとおりです。

「所得税・法人税・消費税の調査方法」  
センター会員・本川 國雄

「資産税の調査方法」  
センター会員・増山 満樹

課税庁の調査方針は、毎年夏に税務署第一線の管理者を招集して開催する会議において示されます。開示された会議資料を基に解説します。

\*会場 全水道会館（5階）中会議室  
文京区本郷1-4-1  
(JR水道橋駅徒歩2分、都営三田線水道橋駅徒歩1分)

\*受講料 3,000円（資料代込み）  
11月14にまでに振込  
みずほ銀行新宿西口支店  
普1814085 東京税財政研究  
センター

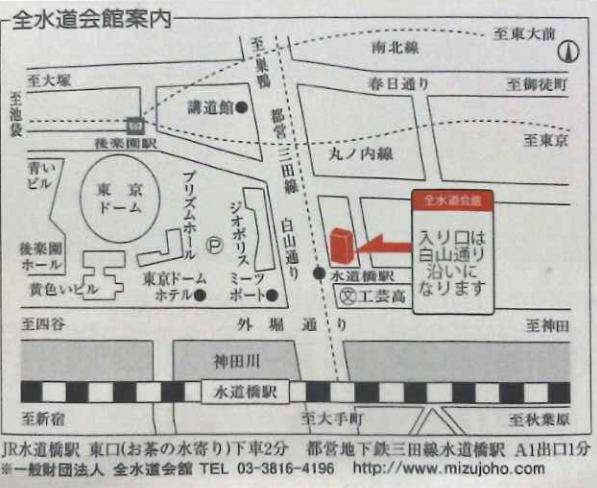
\*申し込み方法

Gメール

[toukyouzeizaiseicenter@gmail.com](mailto:toukyouzeizaiseicenter@gmail.com)

FAX 03-5451-5323

\*申し込み締め切り 11月14日（月）



## インボイス制度の現況と問題点

岡澤 利昭・会員

### 1. インボイス制度の

準備状況や各業界の対応

- ① 2021年10月1日から始まったインボイス制度の登録申請の状況は、1年が経過した本年9月末段階の登録事業者数が約120万件となっており、対課税事業者件数割合で約38%と政府自身も登録状況の遅れを強調しています。
- ② インボイス制度の影響は、地方自治体も民間同様な対応が求められています。2021年6月、総務省が全国の自治体に宛てた連絡文書では、「消費税の申告・納税が免除されている一般会計はもとより、全ての特別会計や公営企業等わずかでも課税取引があればインボイスの発行をするよう」大号令をかけましたが、1年を経過した本年6月の事務連絡では、準備状況はインボイス対応が必要な一般会計、特別会計の6,021件のうちわずか17%にとどまっているとして、改めた督促を強調しています。
- ③ 日本商工会議所は2022年9月8日、インボイス制度導入への対応状況の調査結果を作年に続き公表しました（次ページへ）

(前ページより)

- インボイス対応については、課税事業者の64.8%が「取引先の免税事業者にはインボイス発行事業者になるよう要請する」としており、また、免税事業者の53.4%が「経過措置後も含め課税事業者になることを検討している」と答えており、現行法での実施ということになれば免税事業者の課税登録の「強要」の動きがさらに加速することは必至です。
- ④ 東京個人タクシー協同組合では、組合員の99%が免税事業者ですが、全員の課税事業者登録を目指し、すでに10月段階で9割超が課税事業者登録をしたとの報道がされています。

## 2. 各界の対応と深まる矛盾

- ① インボイス制度の典型例として国会でも数多く取り上げられてきた、シルバー人材センターの取り扱いについて、大きな変化が生まれてきています。本年3月の田村貴昭議員（共産党）の追及で、担当の厚労省は「シルバー人材センター会員につきましては今後（制度実施後）もその大多数が免税事業者であると見込まれる・・・」と、事実上会員の課税事業者登録をあきらめる回答を行い、厚労省通知（2022年1月）では、同センターの負担増となる消費税の穴埋めのため、各自治体が駐輪場整備等の請負契約をする際、受注単価を引き上げるよう通知しています。しかし、その後の国会質疑では、自治体直轄業務は全対の3割程度で、自治体の受注単価引き上げだけでは同センターの消費税の負担増をカバーしきれないことも明らかとなり、会員に対する消費税相当額の値引きや駐輪場の利用料の値上げ等で対応するしかない事態も改めて浮き彫りになっています。
- ② 各地方議会でも、「わが町のインボイス制度の準備状況はどうなっているのか、どん

な影響があるのか」など議論が始まっていますが、一向に見通しが立たない状況が報告されています。また、自治体の「インボイス対応」の準備が進まない中で、機械的な対応をしている事例も目立ち始めており、いくつかの水道局（特別会計）など、工事参加業者に課税事業者登録を強要するような指示が出されています。

- ③ 「インボイス対応」にかかる各種の照会文書も目立ち始めていますが、「一方的な消費税相当額の値引き」や「課税事業者登録の強要」に当たる下請け法等に明らかに違反する文書も出回っています。（2022年1・3月の5省庁による免税事業者に対する消費税転嫁やインボイス登録事業者の懇意に関するQ&A）。
- ④ 個人事業者の事業者登録が国税庁の公表サイトで公開されていますが、フリーランスや芸能者等から個人のプライバシーが侵害されると告発していました。本年9月国税庁は、インボイス公表サイトから個人事業者の一括ダウンロードの情報の大部分が突如如何の説明もなしに削除され、同制度の運用の重要な一角が早くも大転換せざるをえない状況になっています。
- ⑤ 政府は「免税事業者が課税選択するのは任意です」と各種のパンフレットで強調していますが、免税制度がありながら、実質的な「課税選択の強要」や「値引きの強要」など、経済の最下層といわれる免税事業者に組織的に企てられる国の行為は、憲法18条の「国民の意に反する苦役」に抵触するとの指摘があります。裁判員制度での憲法18条の違憲訴訟では、制度そのものが国民主権に沿った意義に着目して憲法違反の主張を退けましたが、今回のインボイス制度には現にある免税制度を実質的に否定し、零細な免税事業者の実態や予測される社会的な混乱を意図的（次ページへ）

(前ページより)

に軽視するもので、裁判員制度の違憲訴訟との違いは歴然です。

⑥インボイス制度は、業者間に消費税の押し付け合いを生じさせ、「官も民も」「本業も副業も」関係なく、学校のPTAにまで、1円の果てまで申告納税を求める制度であることがいよいよ顕在化しています。

### 3. 来年度税制改正大綱の見通し

- ① 日本税理士会連合会(日税連)は、全国15の地方税理士会のすべてが廃止・中止・延期等反対の意思を表明している中で、本年5月インボイス制度の実施に固執する政府・財務省の助け舟となる「円滑化」が提案されました。提案の内容は、「現行のまま同制度が実施されると、免税事業者の取引排除と過度な事務負担を生ずる事態になり延期すべきだが(どうしても実施する場合は)、80%の経過措置の期間を当初の3年ではなく、(期限のない)当分の間とする」などという内容です。
- ② 「80%の経過措置」の継続は、「消費税相当額2%の値引き」を実質的に前提としており(5省庁Q&A)、全国に広範囲な値引

き圧力が広がり、高騰する物価に対する価格の引き上げが当面の課題になってい事業者にとって大きな痛手となるものです。同時に、「期限なし」となれば課税登録をした際の実質負担との比較では、「値引き対応」の方が有利であり、結果として「新たに課税登録する免税事業者は皆無となる」事態も予測され、インボイス制度導入の根幹を失うことにもなります。

- ③ 日税連の提案は、8月末に政府税制調査会に提出され、自民党の税調議員も大きな関心を寄せるなど12月に予定される来年度税制改正大綱にも影響が予測されるだけに、この秋の闘いがインボイス制度の中止を実現させるうえで重要となっています。



和歌山城

#### インボイス奮戦記

ザ・コラム

先日N生命保険会社の外務員のYさんのインボイスを川越税務署へ書類にて8月24日に送付しました。

9月11日になつてもインボイスの控が戻つてこないので、署へ確認の電話を入れたところ、「9月9日関信のインボイスセンターに移送したのでそちらで確認して下さい」との回答、関信のセンターの回答は「私も他の担当者も未済を抱えているので処理がいつになるか不明ですからもう少し待って下さい」とのこと、その後Yさんが会社から10月14日までに通知の提出がなければ、インボイス適用者として会社のリストに搭載されなくなると言われたと困惑した様子なのでやむなく、二重申請覚悟で9月21日eTAXにて送付。案の定センターから取下げ書の提出依頼電話が10月3日に掛かってきたので素直に即日送付です。その後eTAX効果で10月5日には本人の手元に無事に通知が届きました。

紙で発送してから23日かかったのですが、東京局で同じ紙の方法での日数は13日間でしたので早く申請して下さいと言つてるわりには対応が遅すぎかなと思われます。ちなみに取り下げ前の控が10月3日に私の手元にきましたが取り下げ書の控はまだません。(H・T)